

水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書

水俣病は我が国の公害問題の原点と言われる課題であり、昭和31年の公式確認から既に50年を超える長い時間が経過している。この間、熊本県議会は、この問題を熊本県政の最重要課題と位置づけ、被害者の方々の早期救済と水俣病問題の解決を図るため全力で取り組んできた。

特に、平成16年の関西訴訟最高裁判所判決以降、新たに救済を求める方々が急増したことから、熊本県は、政治による新たな救済策の早期実現を要請してきた。

これを受けて、去る3月13日、自民党及び公明党から、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」が国会に提出された。

水俣病被害者を広く救済する措置が法案化され、国会で審議されるのは初めてのことであり、大変意義深いものがある。この法案では、救済を必要とする方々を「水俣病被害者」として受けとめ、その救済を図ることが目的とされている。このことは、水俣病の長い歴史の中で画期的なことであると考えられる。

一方、民主党におかれても、独自の法案を今国会に提出するため、手続を進めておられると仄聞している。

こうした法律制定の動きにより、地元では一日も早い救済実現を願う被害者の方々の期待が高まっている。最高裁判所判決から4年、公式確認から50年以上が経過し、被害者の方々が高齢化している現実を直視すれば、今国会における被害者救済のための法律の成立が何としても不可欠である。

国会におかれては、これまでに薬害肝炎やハンセン病問題において、被害者の救済を最優先するという大義のもと、党派を超えた立法を実現され、立法府の歴史に輝かしい足跡を残されている。

このことから、熊本県議会としては、水俣病被害者救済問題が政局に左右されることなく、与野党間で早期に協議が行われ、今国会において党派を超えた議決により救済策を実現されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

熊本県議会議長 村上寅美

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 江田五月様